

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	不動産の鑑定評価に関する法律	根拠条項	資料番号	3	担当課	都市計画課
			26-1	許認可等の内容	不動産鑑定業者の事務所を他の都道府県に移転した場合等の業者登録換え	
<p>(登録換え)</p> <p>第二十六条 不動産鑑定業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に登録換えの申請をしてその登録を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 国土交通大臣の登録を受けている者が、一の都道府県を除きその他の都道府県における事務所を廃止するとき。二 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県以外の都道府県にも事務所を設けるとき。三 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県における事務所を廃止して、他の都道府県に事務所を設けるとき。 <p>2 前項の規定による国土交通大臣への申請は、申請者の主たる事務所を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の申請に基づき登録をしたときは、ただちに、その旨を従前の登録をした都道府県知事又は国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>4 第一項の登録換えは、更新の登録とみなしてこの法律の規定を適用する。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第二十三条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下この節において「登録申請者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営む者にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣に、その他の者にあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 名称又は商号二 個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節において同じ。)の氏名三 事務所の名称及び所在地四 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名(不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なう事務所にあつては、その旨) <p>2 前項の登録申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添附しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 不動産鑑定業経歴書						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	不動産の鑑定評価に関する法律	根拠条項	資料番号	3	担当課	都市計画課
			26-1	許認可等の内容	不動産鑑定業者の事務所を他の都道府県に移転した場合等の業者登録換え	
<p>二 事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名を記載した書面</p> <p>三 第二十五条各号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>四 第三十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面</p> <p>五 その他国土交通省令で定める書面</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第二十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 破産者で復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは不動産の鑑定評価に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>三 第十六条第六号又は第七号に該当する者</p> <p>四 第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者</p> <p>五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一項第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人で、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(不動産鑑定士の設置)</p> <p>第三十五条 不動産鑑定士でない不動産鑑定業者は、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士を一人以上置かなければならない。不動産鑑定士である不動産鑑定業者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なわない事務所についても、同様とする。</p> <p>2 不動産鑑定業者は、前項の規定に抵触するに至つた事務所があるときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定